

南房総市建設工事等入札参加業者資格審査に係る主観的事項の算定要領

平成18年6月1日

(目的)

第1 南房総市建設工事等入札参加業者資格審査規程（平成18年3月20日南房総市告示第99号）第6条に規定する主観点数の算定については、この要領の定めるところによるものとする。

(主観点数)

第2 主観点数は工事成績（技術的難易度を勘案したもの）、安全対策、技術力、ISO認証取得についてそれぞれ算定した合計点数とする。

(工事成績点数)

第3 市が発注した請負金額が130万円以上の工事で、審査基準日（1月1日）の前2年以内に工事竣工検査が終了しているものについて、当該工事成績評定表（別記様式）による総評点から65点を控除した点数（当該工事の成績評定を行っていないときは、0点とする。以下「成績評定」という。）に当該工事の技術的難易度を乗じて算出した値（小数点以下第2位を四捨五入した値）に工事費の請負金額を100万円で除した数値を乗じて点数Aを算出し、すべての対象工事に係る当該点数を合計して得られた点数に応じ別表1の技術評価点数の欄に掲げる点数とする。

$$A = (\text{成績評点} - 65) \times \text{技術的難易度} \times \text{請負金額}$$

- ・ 技術的難易度：別表3による対象工事毎の難易度を使用（1.0～1.3）
- ・ 請負金額：最終契約金額を100万円で除した数値

(安全対策)

第4 安全対策等への貢献度を重視し、労働災害防止団体法第8条に規定する労働災害防止協会に加入している場合及び市と災害防止協定を結んでいる場合には、各10点を加算する。

(技術力)

第5 技術力を重視して、審査基準における許可を受けた建設業の種類別の技術職員数に対し、1級技術者にあつては5（うち講習受講者にあつては6）、基幹技能者にあつては3、2級技術者にあつては2、その他の技術者にあつては1をそれぞれ乗じて得た数値の合計数値に応じ別表2の技術職員点数の欄に掲げる点数とする。

(ISO認証取得)

第6 ISO認証取得に係る評価点は（財）日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したISO9000シリーズ及びISO14001を取得している場合、又はこれに相当すると認められるISO認証を取得している場合を対象としてそれぞれ10点を加算する。

附則

この要領は、平成18年6月1日から施行する。

附則

この要領は、平成21年6月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年2月23日から施行する。

別表1

工事成績合計点数		技術評価点数
1,000 以上		120
900 以上	1,000 未満	116
810 以上	900 未満	113
730 以上	810 未満	109
660 以上	730 未満	106
600 以上	660 未満	103
540 以上	600 未満	100
480 以上	540 未満	96
440 以上	480 未満	94
400 以上	440 未満	91
330 以上	400 未満	86
270 以上	330 未満	81
200 以上	270 未満	74
150 以上	200 未満	68
120 以上	150 未満	63
100 以上	120 未満	60
80 以上	100 未満	56
60 以上	80 未満	51
50 以上	60 未満	49
40 以上	50 未満	46
25 以上	40 未満	40
15 以上	25 未満	34
10 以上	15 未満	30
6 以上	10 未満	26
4 以上	6 未満	23
2.5 以上	4.0 未満	20
1.5 以上	2.5 未満	17
1.0 以上	1.5 未満	15
1.0 未満		0

別表2

技術職員数値		技術職員点数
85 以上		50
65 以上	85 未満	45
50	65	40
40	50	35
30	40	30
20	30	25
15	20	20
10	15	15
5	10	10
5		0

別表3

対象工事	技術的難易度
舗装修繕工事、排水整備工事 その他これらに類する工事	1.0
舗装新設工事、災害復旧工事、公園緑地工事、水道工 事(一般工事)、その他これらに類する工事	1.1
道路改良工事、河川改良工事、漁港(浚渫)工事 その他これらに類する工事	1.2
橋梁工事、漁港(構造物)工事、トンネル工事、建築工 事、水道工事(推進工法、水管橋等)、その他これに類 する工事	1.3